



# 税金

## 8月の納税

8月の納税は下表のとおりです。

今回の口座振替は、7月22日までに金融機関で手続きをした人が対象となります。ただし、口座振替依頼書の開始月を「平成20年9月分より」としている人を除きます。

納期限の日に指定口座から振替させていただきますので、預金残高の確認をお願いします。

▽納期限(口座振替日)：9月1日(月)

税(料)目	問い合わせ
市民税・県民税(普通徴収)【第2期】	税務課収税係 (TEL)0215
国民健康保険税(普通徴収)【第2期】	
介護保険料(普通徴収)【第2期】	
後期高齢者医療保険料(普通徴収)【第2期】	保険課健康保険係 (TEL)0258

### 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の社会保険料控除の適用

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が年金から天引き(特別徴収)された場合、その年金受給者に税制上の社会保険料控除が適用されます。

このたび、一定の条件を満たす場合に納付方法が変更できるといふ制度の見直しによって、世帯主または配偶者の口座振替により支払うことができることとなりました。

この場合には、世帯主または配偶者に社会保険料控除が適用されるため、世帯としての所得税・個人住民税の負担が少なくなることがあります。

「特別徴収」から「普通徴収(口座振替)」へ変更を希望される人は、早めにお申し出ください。

■問い合わせ 国民健康保険税は税務課市民税係 (TEL)0214、後期高齢者医療保険料は保険課健康保険係 (TEL)0258

## 国民年金

### 保険料免除制度について

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請によって保険料納付が免除される「保険料免除制度」があります。

この制度は、本人とその配偶者および世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に承認され、保険料の全額が免除される「全額免除」と、世帯の所得に応じて保険料の一部を納付して残りが免除される「一部納付(一部免除)」があります。「一部納付(一部免除)」は、1/4納付、1/2納付、3/4納付の3種類です。

なお、世帯主の所得が多いため保険料免除に該当しない場合でも、30歳未満の若年者の人は、本人と配偶者のみの所得が基準を満たせば、保険料納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

免除の承認期間は、7月から翌年の6月までです。

■問い合わせ 市民課年金係 (TEL)0253  
岡山社会保険事務局高梁事務所 (TEL)0572

## 生活

### 9月11日は警察安全相談の日

警察では、安全で安心して暮らせる地域づくりのために、警

察安全相談窓口を設け、事件や事故に関する皆さんからの相談を受け付けています。

また、総合相談電話(TEL)9110でも、警察関係の各種相談を受け付けています。遠慮なくご相談ください。なお、このダイヤル「#9110」にちなみ、9月11日を

# 文化施設情報

歴史美術館 (TEL 0180) 休館日 毎週火曜日



## ひあん 比庵九十展

歌書画三位一体の比庵芸術として独自の境地を開いた、本市名誉市民の歌人・清水比庵(1883～1975)の九十歳代の作品を中心に展示します。

会期：8月23日(土)～10月19日(日)  
時間：午前9時～午後5時  
入館料：大人300円、小中学生150円  
※9/23(火)は開館し、9/24(水)を休館します。

総合文化会館 (TEL 1040) 休館日 毎週火曜日

## 松竹大歌舞伎

日時：9月19日(金)  
[昼の部] 午後2時開演(午後1時30分開場)  
[夜の部] 午後6時開演(午後5時30分開場)  
入場料：S席5,000円、A席4,000円(当日は500円増)

## 南こうせつコンサートツアー2008 ～野原の上の雨になるまで～

日時：10月23日(木)  
午後6時30分開演(午後6時開場)  
入場料：S席6,000円、A席5,000円(当日は500円増)  
※6歳未満の入場はご遠慮ください。

チケット発売中

成羽町美術館 (TEL 4455) 休館日 毎週月曜日

## アート・ビジョン vol.7 イチハラヒロコ展 LOVE おまえのせいだ。

会期：9月9日(火)まで(現在開催中)  
時間：午前9時30分～午後5時  
入館料：一般600円、  
高校・大学生・65歳以上400円、  
小・中学生200円(20人以上団体は2割引)  
☆市内の小・中学生は無料  
※9月8日(月)は開館します。



「警察安全相談の日」としていただきます。

■問い合わせ 高梁警察署警察安全相談係 (TEL 220110)

## 住宅・土地統計調査にご協力ください

10月1日を基準日として、「住宅・土地統計調査」が行われます。

この調査は、全国の約350万世帯を対象として、住居や居住している世帯、保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにすることを目的に、5年ごとに行われています。調査の結果は、住生活関連諸施策の基礎資料として利用されます。

対象となった世帯には、県知事が任命した調査員が調査票を持って伺いますので、調

査にご協力をお願いします。

なお、調査内容は統計以外の目的には一切利用しません。

■問い合わせ 企画課企画係 (TEL 210208)

## 障害者に対するNHK放送受信料の免除拡大

10月1日から、NHK放送受信料の免除基準が次のとお

り変わります。

▽全額免除：「身体障害者」

「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員

が市町村民税非課税の場合

※従来の「身体障害者」「重度の知的障害者」から対象を拡大し、生活状態の条件を「市民税非課税」に統一します。

▽半額免除：①視覚・聴覚障害者が世帯主の場合②重度の障害者(身体障害者・知的障

害者・精神障害者)が世帯主の場合

※従来の「重度の肢体不自由者」から対象を拡大します。

▽申請方法：社会福祉課、各地域局住民福祉課に備えてある申請書に必要事項を記入の上、申請してください(印鑑が必要)。

■問い合わせ 社会福祉課障害福祉係 (TEL 210284)、

または各地域局住民福祉課